

〔 平19.10.12 〕
企画 17-6

参 考 資 料

中里 実

米国大統領税制改革諮問委員会の提案の概要 (国外所得免除方式関連部分)

【現状認識】

○ 全世界所得課税の問題点

- ・ 海外子法人の所得は米国親法人に配当されるまで課税されないため、事実上の課税繰延となっている。
- ・ 企業には配当せずに海外に所得留保するインセンティブを与え、事業や投資判断を歪めている。

○ 外国税額控除制度の問題点

- ・ 軽課税の所得と高課税の所得を同時に配当してくることにより、限度額の回避が可能となっている。
- ・ 制度が複雑であることや控除額が企業の国外所得の状況に依拠していることから、ある企業にとっては税負担が過大となったり、他の企業は自助により税負担を軽減できたりしている。

【解決策】

- ・ 国外所得を、事業所得と投資所得に区分し、事業所得については国外所得免除方式、投資所得については外国税額控除方式を採用する。
- ・ 国外所得免除方式が適用される場合には、米国所得を、より軽課税国所在の子会社に移転するインセンティブが働くため、移転価格税制の執行にさらに注力する。

(注) 米国大統領諮問委員会

大統領税制改革諮問委員会 (President's Advisory Panel on Federal Tax Reform)。2005年1月に設置、同年11月に財務長官に最終報告書を提出。報告書では、現行の所得課税を基礎とした改革案と、課税ベースを消費により近づけた改革案を提言。前者の改革案の一部として、国外所得免除方式への移行が提案されている。

英国財務省の提案の概要 **(海外子会社からの配当免除)**

【現状認識】

○ 外国税額控除制度の問題点

- ・ 特に海外事業の多い大企業にとって、外国税額控除制度は国外所得免除制度よりも複雑であり、企業側の負担も大きい。
- ・ 外国税額控除制度は、原理上、資本輸出中立をもたらすが、実際は、海外からの所得の多くは英国に配当されるまで英国で課税されない。
- ・ 彼我流用(mixing)やオフショアでの所得留保などにより、低課税国からの所得から得られる追加的な税収は少ない。

【解決策】

- ・ 大企業の海外子法人（10%以上保有法人）には国外所得免除制度を適用（受取配当を益金不算入）。
- ・ 濫用防止のため、海外子会社規制（我が国の「外国子会社合算税制」に相当）を強化。利子控除にも一定の制限を導入。

(注) 英国財務省提案の背景

英国財務省は、国外所得に対する課税に関して議論するための討議用文書「海外利益の課税」を2007年7月に公表。この文書において、海外子法人が稼得する所得について、現行の全世界所得課税と外国税額控除の組合せから、国外所得免除方式とする改正が提案されている。なお、実際の制度改正は、討議文書に基づく議論の結果にもよるが、2009年財政法となる可能性が高いとしている。